

成華園福祉学院 介護職員初任者研修事業研修学則

1. 事業所の名称、所在地及び連絡先

事業所： 成華園福祉学院

所在地： 茨城県日立市久慈町4丁目19番21号

連絡先： 0294-54-2385(特別養護老人ホーム成華園)： 岸田、小林)

2. 研修目的、研修の名称及び研修方法

研修目的：介護職は、高齢者などの利用者個人の尊厳を守ってその人らしい暮らしを支え、自立支援の為に介護・福祉サービスを提供する専門職であり、プロとしての高い倫理観と誇りをもって、利用者に適切なサービスを提供できるように知識及び技術を習得して、利用者及び社会から信頼される人材を養成することを目的とする。

名称及び方法： 成華園福祉学院 介護職員初任者研修事業(通信制)

3. 研修の日程及びコース、カリキュラム

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

日程：平成31年2月3日～平成31年3月24日

コース：毎週日曜・火曜・木曜(全22回)

4. 研修会場(実習・演習を含む)

特別養護老人ホーム成華園 (茨城県日立市久慈町4丁目19番21号)

5. 受講資格、受講手続等

受講資格：今後、福祉・介護業務に携わる可能性のある者で、開講オリエンテーション時に本人確認のための身分証の写しを提出することを了承する者。

募集期間：平成31年1月27日(日)～平成31年2月1日(金)まで

受講定員及び受講決定方法：定員20名 定員に達した時点で申し込み受け付けは終了とする。

※募集が10名以下の場合は開講を中止とする。

申込み方法：当法人指定の申込用紙の提出をもって、手続きを完了とする。

申込用紙に紹介者の記名をして頂き、紹介割引適用とする。

本人確認方法：申込用紙提出時に身分証明書(戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出、住民基本台帳カード、在留カード等の提示、健康保険証、運転免許証、パスポート、学生証等)と一緒に提出をする。

6. 研修費用

受講料： 一般 53,000円(テキスト代込・税別)

学生 33,000円(テキスト代込・税別)

※紹介割引 3,000円

7. 使用テキスト名：介護職員初任者研修テキスト（発行：株式会社 QOL サービス）

8. 実習施設等実習先

①介護実習の施設

- ・施設名称：特別養護老人ホーム成華園
成華園デイサービスセンター
(茨城県日立市久慈町4丁目19番21号)
- 法人名称：社会福祉法人 正和会

9. 講師氏名

各科目の講師氏名：研修を担当する講師は、別紙「担当科目一覧」のとおりとする。

10. 修了評価の取扱い

①「介護職員初任者研修」の全課程を修了し、知識・技術等を取得したと認められる方に、厚生労働省の定める介護職員初任者研修として茨城県知事が指定した研修を修了したことを証する「修了証」を交付する。

交付は、社会福祉法人正和会理事長とし、その名簿を県知事に提出する。

②修了評価は以下とする。

- ・筆記試験（1時間程度）

終了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が評価基準を満たしているものとする。

※評価基準（100点満点評価とする）

A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=70点未満

- ・講師により、各科目修了時評価ポイントに沿った知識・技術等の習熟度評価がされていること。
- ・「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術の習得が評価されていること。
- ・演習、実習評価は、地祇の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・Cの3区分で評価し、B以上が評価基準を満たしているものとする。

※評価基準

A=できている、B=概ねできている、C=できていない

- ・各科目修了時評価ポイントに示す知識・技術が十分でない場合には、必要時応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。補講は、別紙規定に則り追加料金を徴する場合がある。

11. 科目免除の取扱いとその手続き方法

科目免除は行わない。

12. 欠席の取扱い

講義開始 20 分以内の遅刻は終了後 20 分の補講をする。開始 20 分を超えた場合は、欠席とみなす。欠席者に関しては、次回の講座で補講を実施する。講義・演習・実習は、一切の早退は原則として認めない。

1 3. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い
すべての講義・演習において補講は可能とし、原則として当法人で行う講座を受講する。費用については、欠席時は 2 回目まで無料とし、3 回目以降は 1 時間 1, 0 0 0 円とする。再試験の場合、2, 0 0 0 円とする。

1 4. 受講の取消について

事業所の判断により、次に該当する場合の受講生の受講を取り消すことができる。

- ・無断欠勤が著しく受講態度の不良な者
- ・学習能力が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者
- ・研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者
- ・自力で演習を行うことができない者
- ・その他、事業所が不当とみなした者

※受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

1 5. 個人情報取り扱いについて

- ・当事業所は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ・受講生は、研修中に知り得る利用者等の個人情報の取扱いには十分注意し、外部への提供などは一切行いません。
- ・実習中・実習後も利用者との個人的に接触したりしてはいけません。